

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED) ロゴ使用の手引き

この使用の手引きは、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(以下「AMED」といいます)ロゴの使用についての手引きです。ご使用にあたっては、ご一読のうえ、必要に応じ別紙書式により使用申請をし、許諾を受けたうえで、以下に定める4. にしたがってご使用いただけますようお願いいたします。

ロゴに関する一切の権利は AMED に帰属します。

原則として、AMED 及び AMED の職員以外は AMED ロゴを使用することはできませんが、以下に定める1, 2 の場合には使用することができます。

1. 第三者は、以下の場合に限り、許諾を得ることなく、AMED ロゴを使用することができます。

- AMED の制度利用者(研究者、企業等)が、AMED の支援を受けている、または受けていたことを示すために使用する場合。
- AMED から依頼又は委嘱を受け、AMED に関する業務等において製作する資料や物品等に使用する場合。
- AMED が公表した資料の転載等を行う際に、AMED ロゴが含まれている場合。

2. 1 以外の場合に AMED ロゴを使用するには、AMED への申請が必要となります。

添付の「AMED ロゴ使用申請書」に必要事項(特に使用目的については詳しく)を記入し、AMED 総務部広報課(contact@amed.go.jp)まで提出してください。

- 使用許諾にあたって、AMED ロゴ使用に関する条件をつけることがあります。
- 使用条件に違反して AMED ロゴを使用した場合、AMED ロゴ使用申請書の内容に虚偽又は不正があることが判明した場合、その他 AMED が必要と認める場合には、使用条件の変更、使用許可の取り消し、または使用物件の回収を求めることがあります。

3. 2で AMED ロゴ使用を許可された方は、下記ルールをお守りください。

- 使用目的以外には使用しないこと。また、第三者に貸与、転売しないこと。
- 継続的には使用せず、一回に限り使用すること。
- 必要に応じて内容の事前確認を AMED が求める場合には、協力すること。
- 雑誌、本など各種媒体へ掲載された際には、掲載記事を送付すること。
- 許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、AMED 総務部広報課(contact@amed.go.jp)まで届出(様式自由)を行うこと。

また、使用により依頼者もしくは第三者が損害等を被った場合、AMED は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

4. ロゴの使用にあたっては、デザインマニュアルを確認しルールをお守りください。

5. この手引きに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

総務部 広報課

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 24F

TEL: 03-6870-2245 FAX: 03-6870-2206

e-mail: contact@amed.go.jp